

# スポーツ施設利用者において新型コロナウイルス陽性が判明した場合の消毒費用等負担について（大会・イベント、団体占有利用）

前橋市スポーツ課[R2.12.7]

## 1 概要

大会・イベント、団体占有等の利用において、施設利用後、利用者における新型コロナウイルスの陽性が判明した場合には、原則、施設管理者が施設の消毒を実施しますが、主催者（代表者）による適切な感染防止対策がされていなかったことが確認された場合（別表1に記載のとおり）は、主催者（代表者）へ消毒実施において発生した、経費等を負担していただくこととなります。

## 2 適用する利用区分

- ・大会・イベント利用
- ・団体占有利用（部活利用、サークル利用、王山陸上年間練習団体利用、群馬電工陸上競技・サッカー場陸上年間利用、テニスコートの占有利用含む）  
※プロリーグ所属チームの取り扱いについては、別途定める。

## 3 求める内容

### （1）消毒除染の際に発生する費用

〈経費対象の例〉

- ・施設管理者が消毒を実施した場合にかかる費用（消毒剤、マスク、防護服にかかる費用等）
- ・消毒を業者に依頼した場合にかかる費用  
（例）前橋市民体育館（メインアリーナ、2階観客席、3階観客席）を業者が消毒した場合  
・・・約90万円

※上記金額は例であるため、実際にかかる費用は変更となる可能性があります。

### （2）施設閉鎖をした場合、閉鎖期間に入っていた予約の使用料相当額

〈閉鎖する可能性がある場合〉

- ・大会や教室開催において、クラスターが発生した場合

別表1

利用区分	費用等の負担を要求する場合
大会・イベント	・参考ガイドライン等を遵守せず、適切な感染防止対策がされていないと判断される場合。 ・利用許可条件に違反している場合。 （大会報告、健康状態申告書等の不提出や偽り、その他不正があると判断される場合等） ・その他、施設利用において適切な感染防止対策がされていないと判断される場合。
団体占有※1	・利用許可条件に違反している場合。 （健康状態申告書等の不提出や偽り、その他不正があると判断される場合等） ・その他、施設利用において適切な感染防止対策がされていないと判断される場合。

※1 部活、サークル利用、Gスポーツテニスコートの占有利用、群馬電工陸上競技・サッカー場陸上年間利用団体、王山陸上年間練習団体利用を含む。

## 4 補足

基本的な取り扱いは、別表1のとおりとなりますが、疑義が生じた場合等、状況により別途前橋市スポーツ課と主催者（代表者）間で協議し、負担について決定することとします。